クラブ透明性評価:セビージャFC

サッカークラブ透明度指数（INFUT）2016

(Yes/No) （と、該当する場合にはその注記）

A) サッカークラブに関する情報（9）

1. クラブの運営組織とスタッフに関する情報（4）

1. 会長と 理事会メンバー 及びクラブ経営協議会 メンバーの 経歴 *(各人 それぞれ 4行)。*	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/consejo-administracion
会長及びクラブのそれぞれのセクション・部門の連絡先、例えばクラブの一般コンタクト先データ（電話・住所・メールアドレス・本部）を記載する。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/contacto “ 他のコンタクト方法 – Email” http://www.sevillafc.es/el-club/contacto “クラブのその他のセクション”
2. クラブ総会、株主総会の決議や取締役会にて決定された事項を公開する。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/junta-general “通知”。 http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/consejo-administracion “通知”
3. クラブに奉仕する社員に関する詳細な関係・組織図 *(各職種カテゴリーの数も含めた詳細情報)。*	Yes	http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/estructura-organizativa

2. 法的枠組み、組織図、クラブ資財 (5)

5. クラブが遵守すべき法的、制度的、法規制を公開する。	Yes	http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規制。

6. *倫理・グッドプラクティス規定* 及び/若しくはクラブによるスポーツ活動規定が存在し公開されること。	**Yes**	http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規制。
7. クラブがメールや内部告発チャネルを介して受信した情報を管理するための倫理委員会やコンプライアンス・オフィサーを有していることを 報告すること。	**Yes**	http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規制。 この情報は以下の倫理規定に含まれています： -II項、第7、最終段落。 -III項、終わりから2番目、最終段落。 -V項 -VIII項
8. クラブが破産状況、もしくはそれに近い状況にあるか否かを報告する。	**Yes**	http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 予見
9. 既存の様々なサッカーチーム（プロフェッショナル、ジュニア、幼児、女子等）の基本データと、 該当する場合にはその他のスポーツのディビジョンやセクションに関する基本データを明示する。**Yes**		http://www.sevillafc.es/equipos
B) メンバー、ファンや一般の人々との関係性（18）		
1. クラブウェブページの特徴（4）		
10. クラブのウェブサイト上に、 *透明性に関するポータル (若しくはそれに特化したセクション）* を設けていること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
11. 以下のクラブのウェブページ上に *内部検索機能* が明確に設けられていること。 http://www.sevillafc.es/		**Yes**
12. 以下のクラブのウェブページのホームに *ウェブマップ* が設けられていること。http://www.sevillafc.es/	**Yes**	

2方向を通じて：

13. ウェブサイトが、内部関係者、及び/またはパートナー、及び/または第三者が倫理規定のクラブ違反を通知することができるメールボックスまたはチャンネルを
有していること。

Yes

1
http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 –
適用規制。

この情報は以下の倫理規定に含まれています：
-II項、第8°段落 (https://secure.sevillafc.es/denuncias)
-9ページ、了承事項。

2
http://sevillafc.es/el-club/contacto
セクション：セビジスタサービスオフィス – 案件 (提案/ 苦情/ 要求/ 質問/ その他)。

2. メンバー、従業員や一般市民への情報と注意（7）

14. ウェブページ上にクラブのメンバー及び/または株主用の専用ページが設けられていること。

Yes

メンバーゾーン:
http://www.sevillafc.es/fans-y-penas

株主ゾーン: http://pre.sevillafc.es/el-club/la-entidad/junta-general

15. ビジネス活動を行うにあたり影響を受ける法的義務について学ぶことのできるトレーニングコースを、従業員及び/または管理職向けに提供
すること。

http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 –
適用規制。

	Yes	この情報は以下の倫理規定に含まれています： -VI項、最終段落。 -VII項
16. クラブに関連するサポータークラブ（ペーニャ）のリストとその基本的な情報が公開されていること。	**Yes**	http://sevillafc.es/fans-y-penas リンク "2016～2017 ペーニャ・セビジスタ連盟のリスト一覧”
17. ウェブページ上にペーニャ及び/または連盟からの提案や要望を受け付ける専用スペースが設けられていること。	**Yes**	http://sevillafc.es/fans-y-penas リンク “コンタクトフォーマット”。
18. クラブの基本的な活動、そのサービス拠点や施設についての情報が公開されていること。 http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/junta-general	**Yes**	“ドキュメント” “回顧録” (セビージャ・フットボールクラブ スポーツ株式会社回顧録 2015～2016シーズン、2015～2016年シーズン財団回顧録）
19. 様々なスポーツイベントにおける観客数が公開されていること（少なくとも公式に開催される競技会について） フィールド、会場、クラブの施設において開催されたもの。**Yes**		http://sevillafc.es/fans-y-penas
20. メンバーや一般市民に対して、クラブの提供するサービスの質や満足度について調査したアンケートの結果が公開されていること (*もしアンケートが実施されていない場合には、その旨ウェブ上に記載すること*)。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/fans-y-penas
3. 暴力に対するクラブの社会的、安全的、立場的関係（7）		http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
21. クラブの施設や会場における行動や暴力に対するクラブの具体的な規範や勧告がサポーターに対して公開されていること。 また、これはクラブが参加する他の場所でのイベントに対しても適用されること。	**Yes**	セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規制。 -セビージャ・フットボールクラブメンバー規則 -2007年7月11日のスポーツにおける暴力、人種差別、外国人排斥および不寛容に関する 法律19/2007。 - 2010年2月26日暴力、人種差別、スポーツにおける不適切行為撤廃に関

する国王令 203/2010。
- すべてのクラブ・SADに適用されるその他の規則（法令、一般規則、RFEF懲戒コード）

22. クラブのスポーツ施設内で禁止されているシンボルや素材（爆竹、武器、レーザーポインターなど）について表記していること。

http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規制。

Yes

-セビージャ・フットボールクラブメンバー規則
第5条“第5条施設へのアクセスに関する条件について”

23. クラブの社会的責任や持続可能性に関する情報が公開されていること。少なくとも、社会的特徴、社会的責任に関するクラブの施策や方針が示されていること。**Yes**

http://fundacion.sevillafc.es/compromiso
セクション：報告書

24. ペーニャ及び/またはサポーター団体に関するクラブの関係及び/または特別な条件（チケットの確保、予約座席等）、またはこのような条件が存在しないことについて明記すること。**Yes**

http://www.sevillafc.es/fans-y-penas
リンク “ペーニャ・セビジスタ連盟に関する一般情報”

25. クラブ規則、及び/またはクラブのスポーツ施設に赴いてくる潜在的な暴力的、過激なグループに対する措置やそれに対する準備について公開すること。

http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規制。

	Yes	-セビージャ・フットボールクラブメンバー規則（第3条第5d条。第6e条。条項 c.d.e.g。第13k、l条） -2007年7月11日のスポーツにおける暴力、人種差別、外国人排斥および不寛容に関する 法律19/2007。 - 2010年2月26日暴力、人種差別、スポーツにおける 不適切行為撤廃に関する 法律203/2010。 - すべてのクラブ・SADに適用されるその他の規則（法令、一般規則、RFEF懲戒コード）
26. 移動または最終チケットの割り当ておよび位置の決定、応援に関して禁止されている素材、その他安全と応援に関する規則について 明記すること。	Yes	http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：制度的、組織的、企画に関する情報 – 適用規則。 “セビージャ・フットボールクラブメンバー規則” 第1条。第5条。第7条。第8条。第9条。
27. （Facebookやそれに類似する）ソーシャルネットワークのクラブプロフィール（複数ある場合には複数）をウェブに掲載すること。	Yes	http://www.sevillafc.es/

C) 財政に関する透明性（17）

1. 会計情報（6）

28. 最新のクラブの財務諸表の商業登記日を公開すること。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書
29. 最新のクラブの年次会計のスポーツ評議会（CSD)への提出日を公開すること。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書
30. 年次会計及びその他提出必須財務情報のリーガ・デ・フトボル・プロフェシオナル への 発送日 *(発送 〆 切日: 10月31日).*	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書
31. 中間個別財務諸表及び中間連結財務諸表を公開すること (透明性に関する法律第12条) (第14条による).	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報

32. LFPの経済コントロール規定で定義されているクラブのバランスポイント（ーシーズンの収入と支出の差）とそれを構成するインジケーターを公開すること（透明性に関する法律第12条）（第20条）。

http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：経済、予算、統計情報
– 中間財務諸表
年次会計と監査報告書
セクション18.4.a）

33. 特に、クラブ財団の完全な報告書（もしあれば）と会計について、関連エンティティの財務書類が公開されていること。(もし関連エンティティがない場合には、その旨ウェブ上に記載すること)。

Yes

http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：経済、予算、統計情報
– 中間財務諸表
年次会計と監査報告書
セクション2.f) 、セクション9。

2. 経済・財政指標（4）

以下の指標を公開することとする：

34. 自己財政状況：純資産/（パッシブ資産＋純資産）。

Yes

http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia
セクション：経済、予算、統計情報
– 中間財務諸表
年次会計と監査報告書。“自己財政状況”。

35.	ファーストチームの経済的妥当性：ファーストチームの総報酬額/クラブの総予算額。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション18.4.b） セクション18.5と http://sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 予算
36.	クラブの債務：クラブの総負債額/関連収入額（RLFPによる）	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション18.4.c）
37.	選手への投資：ファーストチームの選手への投資額/昨シーズンの関連収入。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション18.4.b）
3.	**収入及び支出に関する情報（3）**		
3.1.	*収入*		
38.	クラブの収入の内訳を公開すること。（添付I.7 RLFP）：a) チケット売り上げ; b) スポンサーと広告; c) 放送権； d) 商業活動; e) その他の営業収益; f) 選手の権利売却による利益; g) 固定資産売却益; h) 金融収益; i) 非貨幣性資産収入; j) 関連当事者との所得取引; k) サッカーともクラブとも無関係の営業利益; l) 競技会関連の収入と支出。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 “クラブ関連収入”
3.2.	*支出*		
39.	クラブの支出の内訳を公開すること。（添付I.7 RLFP）：a) 材料/販売コスト; b) 従業員給与に関する支出; c) その他の営業支出; d) 選手の償却/減損; e) 選手権利売却にる損益; f) 金融費用、配当金; g) 関連当事者との支出取引; h)下部組織の活動に関わる支出; i) コミュニティ開発活動に関わる支出; j)	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書

“クラブ関連支出”

Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション18.4.b）

借方、非貨幣支出; k) 有形固定資産の建設に直接起因する金融コスト; l)
サッカーやクラブに関連しない活動。

40. ファーストチームの関連支出の内訳を公開すること（RLFPによる）

4. 債務に関するデータ（4）

41. クラブの債務内訳を公開すること(CECSD-IV):1) 政府債務: a) パブリックファイナンス債務; b) 社会保障債務; 2) 法人債務; a) 金融機関に支払うべき債務; b) その他の債務。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション15、16。
42. 関連政府機関からの債務リストを公開すること（透明性に関する法律第12条）（第18条による）。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション16.1
43. 従業員債務債権リストを公開すること（透明性に関する法律第12条）（第17条による）。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション15 – その他の金融負債
44. スポーツスタッフ債務債権リストを公開すること（透明性に関する法律）。	Yes	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション15 – その他の金融負債

D) 調達及び供給に関する透明性（5）

1. 契約に関する情報（4）

45. クラブが以下の名目で受け取った金額を公開すること。a) 移籍 b) 直近2シーズンで締結された契約（少なくとも、選手の数と合計金額 a)どのようにして b) 参加した場合には、その活動にかかった投資ファンド(とその量)。**Yes**		http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション5 – 欠員・脱退者の詳細
46. 以下の名目で収集した金額を公開すること。a) 選手の売却と b) 選手の一時的なレンタル（少なくとも、選手の人数とその合計額、a)どのようにして b)。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia 経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション5 – 欠員・脱退者の詳細 選手の売却については年次決算独立監査報告書に詳細を記しますが、レンタルについては記載されていません。
47. クラブチームの給与キャップを公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 “LFPによって承認されたスポーツスタッフの費用の上限”。
48. スポーツセクションにおける異なるレベルでのライセンス取得済の未成年の数を公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 契約

2. 商品やサービスのサプライヤーに関する情報（1）

49. サプライヤー、落札者を通じて行う活動、及び/またはクラブにとって重要な契約者のリスト及び/または総数を公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 –契約。“セビージャ・フットボールクラブスポーツ株式会社、サプライヤー及び/または 重要な契約者リスト”。

E) 透明性法則指標（11）

1. クラブ計画と組織について（2）

50. 活動や、それを行うための手段や時間など、クラブの年間及び/または複数年間計画及び/またはプログラムを公開すること。**NO**		現在、セビージャFCは戦略プランの策定に取り組んでいます。策定終了し次第、ウェブページで公表致します。
51. 異なる機関の責任者、とその役割、依存関係が明示されているクラブの最新の組織図を公開すること。**Yes**		http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/estructura-organizativa

契約、協定及び助成金（4）

52. （*少額案件を除くすべての契約は*） 全ての公共団体（もしくはその管理下において）署名され契約締結後、すぐに公開されること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 契約
53. 定期的に（少なくとも3か月に1度）*少額契約*（18,000ユーロ未満もしくは工事案件の場合は50,000ユーロ未満）につき、全ての公共団体（もしくはその管理下において）署名され締結された契約を公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 契約
54. 署名者の情報、目的、取り決めされた経済的義務を明記した署名済みの協定情報を公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 協定
55. その目的と金額を明記した、助成金についての情報を公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 助成金、公的援助

3. クラブの経営機関について（2）

56. 理事会メンバー 及びクラブ経営協議会（もしなければ、その旨ウェブに記載すること） メンバーの受け取る報酬について公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション18.2
57. クラブの上級管理職メンバーや最高責任者が受け取った報酬を公開すること。また、上記該当者の交際費（個人的なもの、グローバルレベルでのもの）についても同様とする。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書 セクション18.2

4. 経済・予算情報（3）

58. 財務、投資および事業売却、資金調達及び予算ルール下において必要なその他の書類に関する収入・支出の予算を公開すること。（LFP：PLFP第12条によって承認された標準モデルによる）	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書
59. クラブの連結・個別財務諸表を公開すること。：a）貸借対照表、b）損益計算書、c) キャッシュフロー計算書、d) 資本変動表、e) 報告書、f) 管理レポート（RLFP 第12条、13条による）	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報 – 中間財務諸表 年次会計と監査報告書
60. クラブの資金に関する外部監査報告書を公開すること。	**Yes**	http://www.sevillafc.es/el-club/la-entidad/ley-de-transparencia セクション：経済、予算、統計情報

づく必
(CECSD):スポーツ評議会（CSD)の経済報告書に含まれる指数

(RLFP):リーガ・デ・フトボル・プロフェシオナル（LFP)の財政コントロール規制に基須指数